陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 9 号
件 名	桃山市営住宅の共益費に関することについて
安	私たちの市営住宅,」棟とK棟は電気と水道を共同で使用し,共益費となっております。共益費部分は, 水道を貯水槽から屋上のタンクに圧送する電気料金 住宅の入口にある水道とごみステーションの水道料金 他に階段,廊下の電気料金です。以上の共益費は市営住宅に入居する際,住宅家賃と同様に納めることなっております。この共益費をJ棟に住む A 氏が昨年 1 カ年間納入しなかったことから料金未納となり,水道局と電力会社から納入がない場合円ずつお金を出してA 氏分を支払ったが問題となりました。自治会が解散となり,共益費を担当するりました。自治会が解新湯や、共益費を担当するりましたがす。 A 氏に市からも話をして4 日のりまれが担当にている状況です。 A 氏に市からも話をしてもらいましたが,解決してもらいましたが,解決政策課の職員で話したが、解決政策課の職員で話した。 しかし、その月の4月から毎月請求しても、請求書を突き返し,支払っておりません。 したがって、増入する場合を表すれば、電気料金も4月、5月、6月、7月、8月ともA 氏分が未納となっております。 以上の事人は別にできまが、道はとめられてしまいます。 以上の事人にでいてくださいが表別においてもらうたがまが、電気とださいが、が道局にかられてしまいます。 以上の事人にもらうたのほうに対してもらうたのほうに対してもらうたのほうに対してもらうたのままはできませんのその1点しか答えがありませんでした。
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 9 月 14 日 環境建設常任委員会
受 理	平成 23 年 9 月 6 日 第 2 7 1 号